

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 藤永知子 外31名

被 告 埼玉県知事 外4名

調査嘱託申立書に対する意見補充書

平成19年11月19日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関 口 幸



原告らの平成19年9月10日付け調査嘱託申立書及び平成19年11月14日付け調査嘱託申立書に関する意見書（反論）に対し、被告らは、下記のとおり更に補充して意見を述べる。

記

第1 上申の趣旨

被告らは、原告らの申立に対し、本件調査嘱託はその必要性がない、と考える。

第2 上申の理由

1 原告らは、基本高水のピーク流量の毎秒22,000立方メートルの科学的妥当性が、八ッ場ダムの治水上の必要性に直結する重要な論点であると主張している。

2 しかし、この基本高水のピーク流量の毎秒22,000立方メートルについ

ては、既に述べたとおり、国土交通大臣が政策判断で定めた利根川水系河川整備基本方針に記載されているものであり、これを策定するにあたっては、河川の重要度等を総合的に考慮するとともに、専門家により構成されている社会資本整備審議会の意見を聴いて定めたものであって、非科学的、作為的なものではない。

3 また、この数字（数値）いかんによって、八ッ場ダムの治水上の必要性が左右されるものでないことは、以下のとおりである。

利根川水系河川整備基本方針は、災害の発生を防止して公共の安全を確保するため、利根川の上流に洪水調節施設を建設して利根川の治水の安全性（以下、「治水安全度」という。）の向上を図ることを定めている。

利根川の中流域に位置し利根川の洪水により浸水被害の発生が想定される埼玉県が、本県より上流に建設される八ッ場ダムによる洪水調節の効果によって治水上の利益を享受することは、明らかである。

現況においても、利根川の治水安全度はまだまだ低く、洪水調節施設として八ッ場ダムが新たに加わることにより、治水安全度が高まるることは自明の事実である。

実際、平成10年9月の台風5号の豪雨では、埼玉県北川辺町において、堤防の漏水が発生するほどの洪水があり（参考資料1）、また、平成13年9月の台風15号の豪雨では、警戒水位を上回り、2階建家屋の屋根と同じ高さまで河川水位が上昇するほどの洪水（参考資料2）や堤防の漏水も発生している（参考資料3）。

平成19年9月7日の台風9号の豪雨による洪水においても、堤防地盤からの漏水や護岸の崩落などが発生しており、堤防の決壊など、さらに大きな被害につながる危険性があった（参考資料4）。

このため、洪水調節を行い、洪水時の河川水位を下げ（参考資料1）、治水安全度を向上させるために、八ッ場ダムの建設や調節池等の整備は不可欠であ

り、国の政策判断で定めた利根川水系河川整備基本方針に従い、治水対策を実施していくことは非常に重要なことなのである。

八ッ場ダム建設事業に対する埼玉県の負担金の支出は、埼玉県が自らにとつて治水効果があるものに対して負担金を支出する財務会計行為であって、違法なものではなく、基本高水のピーク流量の毎秒22,000立方メートルの科学的妥当性については、財務会計行為の違法性を争う本件の争点とはならないものである。

原告らは、基本高水のピーク流量の毎秒22,000立方メートルの科学的妥当性を議論することにより、住民訴訟の場を借りて、いたずらに国の政策判断の是非を主張するものであり、本申立は本件の争点とは関係のないもので明らかに失当である。

以上